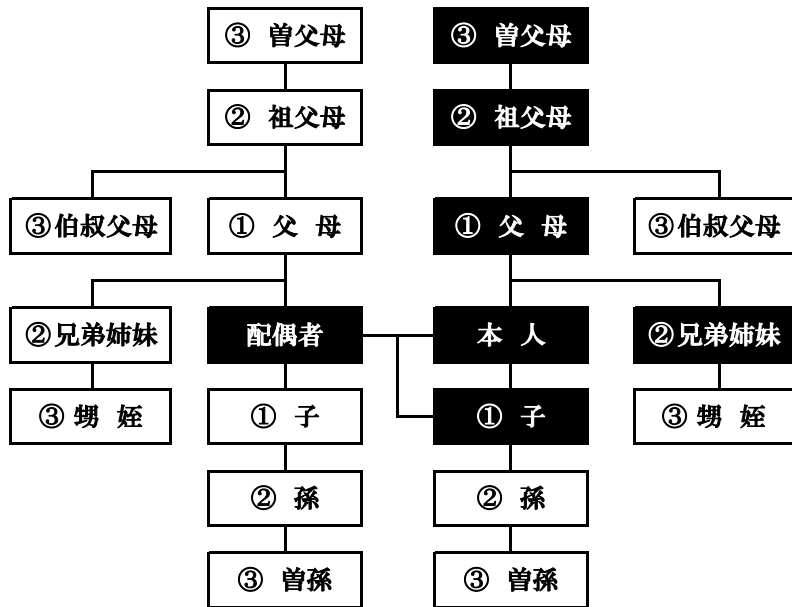




《注意事項》

- ◆新たに被保険者になった方は、資格取得届と一緒に提出して下さい。
- ◆「増」の場合は、個人番号【マイナンバー】を記入して下さい。
- ◆配偶者（20歳以上）「増」の場合は、《第3号被保険者関係届》と一緒に提出して下さい。
- ◆被扶養者でなくなった時は、添付書類と併せて5日以内に提出して下さい。
- ◆提出して頂いた書類は目的以外に利用することはありません。

被扶養者の範囲



数字は親等を示し、主として被保険者に生計を維持され、かつ黒刷り以外のものについては、被保険者と同一世帯に属していることを必要とします。

扶養認定

- ・出生児以外で扶養申請する場合は、「被扶養者（異動）届」・「家族調書」を一緒に提出して下さい。
- ・申請者が無職（収入無）の場合は、非課税証明書を添付して下さい。
- ・申請者が無職（収入有）の場合は、収入金額がわかる書類（所得証明書・確定申告書）を添付して下さい。
- ・申請者の収入が給与のみの場合は、労働契約内容がわかる書類（労働条件通知書・雇用契約書）を添付し、扶養に関する申立書欄に給与収入のみである旨の申立てを申請者が記入、署名をして下さい。
- ・労働契約内容がわかる書類が無い場合は、収入金額がわかる書類（源泉徴収票・直近の給与明細2～3ヶ月分・雇用契約書）を添付して下さい。
- ・申請者が年金を受給している場合は、直近の年金支払通知書のコピーを添付して下さい。
- ・申請者が自営業の場合は、確定申告書全てのページのコピーを添付し、「学年・職業等」の欄に業種を記入して下さい。
- ・申請者が障害者の場合は、障害者手帳のコピーを添付し、障害年金を受給している場合は、直近の年金支払通知書のコピーを添付して下さい。
- ・申請理由が離職の場合は、離職日がわかる書類（資格喪失連絡票・離職票）を添付して下さい。
- ・申請理由が婚姻・離婚の場合は、日付がわかる書類（戸籍謄本・戸籍抄本）を添付して下さい。
- ・収入・生計維持関係を確認するため提出して頂いた書類の他にも提出をお願いする場合があります。

扶養削除

- ・扶養削除の場合は、家族調書の提出は不要です。
- ・削除理由が就労の場合は、資格情報のお知らせのコピー又は資格確認書のコピーを添付して下さい。
- ・削除理由が離婚の場合は、離婚日がわかる書類（戸籍謄本・戸籍抄本）を添付して下さい。
- ・削除理由が婚姻の場合は、婚姻日がわかる書類（戸籍謄本・戸籍抄本）又は保険証のコピーを添付して下さい。
- ・削除理由が失業給付を受給している場合は、雇用保険受給資格者証の表裏のコピーを添付して下さい。
- ・削除理由が収入増加の場合は、収入金額がわかる書類（源泉徴収票・直近の給与明細2～3ヶ月分・雇用契約書）を添付して下さい。
- ・削除理由が年金受給額増加の場合は、直近の年金支払通知書のコピーを添付して下さい。
- ・削除理由が別居の場合は、転居日がわかる書類を添付して下さい。